



福岡医発第3059号(地)
平成28年 2月23日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会基本方針部会の審議について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、2月5日に開催されました厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会基本方針部会における審議の結果、平成28年10月からのB型肝炎ワクチンの定期接種化について下記のとおり了承された旨、別添のとおり厚生労働省健康局健康課より福岡県保健医療介護部保健衛生課を通じて情報提供がありました。

詳細は、別紙厚生労働省健康局健康課事務連絡および厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei.html?tid=127714>)をご参照下さい。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 田中泰之
会長 廣瀬真恵

公印省略

27保衛第3278号

平成28年2月9日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部保健衛生課長

(感 染 症 係)

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会基本方針部会の審議について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省健康局健康課から別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知をお願いいたします。

保健医療介護部保健衛生課

感染症係 諸藤

TEL : 092-643-3268

FAX : 092-643-3282



事務連絡
平成28年2月5日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会基本方針部会の審議について

本日開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会基本方針部会における審議の結果、B型肝炎ワクチンの定期接種化について、以下のとおり了承されましたので情報提供いたします。

なお、詳細な資料については、以下厚生労働省ホームページにて御確認下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei.html?tid=127714>

【基本方針部会において了承された事項】

（１）開始時期 平成28年10月

（２）分類 A類疾病として規定

（３）定期接種開始時における対象者 平成28年4月以降に出生した者

（４）母子感染予防の対象者の取扱い

HBs 抗原陽性の妊婦から生まれた乳児として、健康保険によりB型肝炎ワクチンの投与（抗HBs 人免疫グロブリンを併用）の全部又は一部を受けた者については定期の予防接種の対象者から除く。

（５）長期療養特例

- ・ 接種の対象年齢の上限は設けない。
- ・ なお、10歳以上の者に対する接種量は0.5ミリリットルとする。

（６）既接種者の取扱い

定期の予防接種が導入される以前に、定期の予防接種の規定に相当する方法ですでに接種を受けた対象者については、定期接種に規定された接種を受けた者とみなす。

その他、これまでの審議を踏まえ、以下のとおり法令等に規定する見込み。

- 対象年齢 生後 1 歳に至るまでの間にある者（施行令）
- 接種方法 組換え沈降 B 型肝炎ワクチンを 27 日以上の間隔で 2 回、更に、初回接種から 140 日以上を経過した後に 1 回を皮下に注射するものとする。接種量は 0.25 ミリリットル。（実施規則）
- 標準的な接種期間 生後 2 月に達した時から生後 8 月に達するまでの期間。（実施要領（健康局長通知））

【参考：今後のスケジュール】

- 平成 28 年 2 ～ 3 月 予防接種・ワクチン分科会の開催
政省令の改正に伴うパブリックコメント
- 平成 28 年 4 月以降 政省令の改正公布
自治体担当者会議
※ 質疑については、年度内に受け付け予定
- 平成 28 年 10 月 定期接種の開始

【担当】

厚生労働省健康局健康課予防接種室 小野、太田

直通：03-3595-3287